第２号様式の２（第５条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 性能向上計画変更認定申請 |  |
| 手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項の規定による申請） |
| １　申請の対象とする範囲 | 建築物全体（複数建築物の認定） |
| ２　計画の評価方法　　　(該当する□にレを記入) | 住宅部分：□　標準計算法　　　　□　誘導仕様基準□　計算法と仕様基準の併用非住宅部分：□　モデル建物法　　□　標準入力法等 |
| ３　手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| □一戸建て住宅 | m2 | 別表　５(1) ア円 | 別表　５(2) ア円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　５(1) イ(ｱ)円① | 別表　５(2) イ(ｱ)円④ |
| 住戸の数が１である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | 別表　５(1) ア円② | 別表　５(2) ア円⑤ |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　５(1) イ(ｲ)円③ | 別表　５(2) イ(ｲ)円⑥ |
| 合計 | ①＋②または①＋③円 | ④＋⑥または⑤＋⑥円 |
|  | 他の建築物 | 合計 | m2 | ⑦円 | ⑧円 |  |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　　円（注意）１　「別表」とは，調布市手数料条例別表第２を指します。２　申請に併せて，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第２項の規定において準用する同法第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は，上記合計に調布市手数料条例に定める額を加えます。３　「適合証等」とは，申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます｡４　金額⑦及び⑧には，別紙の他の建築物の手数料合計額を記入してください。５　本様式に別紙を添付してください。 |

別紙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (該当する部分の□にレを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| 他の建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | 別表　４(1) ア円 | 別表　４(2) ア円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　４(1) イ(ｱ)円① | 別表　４(2) イ(ｱ)円④ |
| 住戸の数が１である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | 別表　４(1) ア円② | 別表　４(2) ア円⑤ |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　４(1) イ(ｲ)円③ | 別表　４(2) イ(ｲ)円⑥ |
| 合計 | ①＋②または①＋③円 | ④＋⑥または⑤＋⑥円 |
| 他の建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | 別表　４(1) ア円 | 別表　４(2) ア円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　４(1) イ(ｱ)円① | 別表　４(2) イ(ｱ)円④ |
| 住戸の数が１である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | 別表　４(1) ア円② | 別表　４(2) ア円⑤ |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　４(1) イ(ｲ)円③ | 別表　４(2) イ(ｲ)円⑥ |
| 合計 | ①＋②または①＋③円 | ④＋⑥または⑤＋⑥円 |
| 他の建築物 | □一戸建て住宅 | m2 | 別表　４(1) ア円 | 別表　４(2) ア円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　４(1) イ(ｱ)円① | 別表　４(2) イ(ｱ)円④ |
| 住戸の数が１である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | 別表　４(1) ア円② | 別表　４(2) ア円⑤ |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　４(1) イ(ｲ)円③ | 別表　４(2) イ(ｲ)円⑥ |
| 合計 | ①＋②または①＋③円 | ④＋⑥または⑤＋⑥円 |
| 他の建築物 | 合計 | ⑦円 | ⑧円 |

（注意）

　１　「別表」とは，調布市手数料条例別表第２を指します。

　２　申請に併せて，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第２項の規定において準用する同法第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は，上記合計に調布市関係手数料条例に定める額を加えます。

　３　「適合証等」とは，申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。

　４　認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は，別表の３に規定する額とします。